

平成 30 年度 第 1 回多可町空家等対策審議会議事録

会議の名称	平成30年度 第1回多可町空家等対策審議会
開催日時	平成30年 7 月 3 日(火) 14:00～16:05
開催場所	多可町中央公民館 中会議室
議長の氏名	清水陽子
出席委員	8名
欠席委員	2名
事務局職員	2名
会議次第	<p>1. 開 会</p> <p>2. 町長あいさつ</p> <p>3. 委嘱状交付</p> <p>4. 自己紹介</p> <p>5. 役員選出</p> <p>6. 諮 問</p> <p>7. 協議事項</p> <p>(1) 会議の公開・非公開の決定</p> <p>(2) 多可町の空き家等の対策について【資料1】</p> <p>①空き家に係る現状と課題</p> <p>②多可町空家等対策の推進に関する条例について【資料2】</p> <p>③多可町空家等対策審議会の役割、業務、審議スケジュール</p> <p>8. 提案事項</p> <p>(1) 検討すべき施策の方向性について</p> <p>9. 閉会</p>
資料	<p>①別紙 多可町空家等対策審議会名簿</p> <p>②資料1 多可町の空き家等の対策について</p> <p>③資料2 関係法令</p>
議事概要	<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ (吉田町長)</p>

町長 本町だけではないが、空き家は大きな問題。年々増加しており、有効に活用する、または危険空き家になる前になんとか手を打たなければならず、なかなかセンシティブなこともあり、ご判断いただかなければならないことがたくさんある。先生方の視点、住民の皆様の視線を合わせて、問題を解決いただけたらと思います。

3 委嘱状交付

4 自己紹介 資料「多可町空家等対策審議会名簿」

5 役員選出

会 長 清水陽子氏
職務代理 藤井謙昌氏 を選出

6 諮問

7 協議事項

(配付資料の確認)

会議次第

別紙1 委員名簿 資料1 カラー刷り 資料2 関係法令
新聞記事(写し) 多可町のパンフレット(多可町全体図付)
移住定住応援ガイドブック多可町で暮らそう！ 諮問書(写し)

委員出席が過半数に達しており、会議は成立。

協議事項(1) 会議の公開・非公開の決定

議長 協議事項(1) 会議の公開・非公開の決定について事務局から説明をお願いします。

事務局 本審議会は、協議の過程で空家等の所有者の氏名や所在、個人を特定するような情報が出てくるので、会議自体は非公開とし、議事録については個人情報等を削除したうえで、町のホームページで公開したいと考えます。

委員 個人情報等が入っているのであれば、その方向で認めます。

委員 個人情報が特定されるような事項として予定されるのは具体的にどのあたりですか。集約できるのであれば、例えば個人情報が関連しない部分では公開し、それ以外の部分は非公開という形もありえると思います。

課長 特定空家等の認定あるいは特定空家等のレベルに係る審議の中で、事務局で掘んでいる事例が出ます。所有者名、相続関係、場合によっては地図や所在といったものも出ると思われ、全体の流れの中で必然的に出てくる部分があるので、結果のみの公表を考えています。

議長 コミュニティが密接な中で、推測が出来てしまうこともあるかと思います。よろしいですか。

⇒会議自体は非公開とし、議事録については個人情報等を削除したうえで、町のホームページで公開する旨決定。

協議事項（２）多可町の空家等の対策について

①「空き家に係る現状と課題」

②「多可町空家等対策の推進に関する条例について」

議長 協議事項２「多可町の空家等の対策について」事務局から説明をお願いします。

事務局 （資料の訂正）８ページ

「周辺住民の生活に支障を及ぼす恐れ」部分

正：低 ０～１９点、中 ２０～３９点、高 ４０～５０点

誤：低 ０～４９点、中 ５０～９９点、高 １００点～

（資料１）に基づいて説明

事務局 資料は平成２５年住宅土地統計調査の数字。実態調査でも近い数字が上がっていると感じています。人口増減について、４月から７月現在で高齢化率が、０．２％伸びており３４．７％が６５歳以上です。住民票上ではあるが当町の人口は近く２万人を切ります。

多可町は今持ち家が９割以上、賃貸は中区に少しありますが、加美区、八千代区にはない。その中で子どもが町外へ出て高齢世帯・独居世帯が増加しており、空き家が増えています。

今後の審議で「どういうものを空き家とするのか」という部分が出てくると思います。２年前から固定資産税納税通知に空き家バンクのチラシを入れたところ、まちへ出た方からのバンク登録への相談が増えています。

空き家は大きな社会問題ですが、空き家自体はあくまでも個人の資産であり、住民の方に意識付けをするための計画策定がメインと思っています。空き家バンクなどへの申出のあった空き家を人が住む家にしたたり、どうしても住めない空き家をどのようにしたりするのか、この審議会でご相談願います。

特定空家等候補が２７軒あると報告しましたが、実態調査の中での数字であり、集落から報告があったのは１軒。６２集落が全体的に分散したような中に住家があります。

住宅密集地は少なく、住人1人で複数の棟に住まれている中で、どれだけ利用されているかという疑問があります。

事務局 空家等の定義は資料1のP11に載っております。

(空家等の定義、特定空家等の定義、特定空家等の認定・指導の流れ、多可町空家等の対策の推進に関する条例(以下「町条例」という。)の説明、計画策定体制の説明)。

会長 今日は町の現状について共通認識を持ちたいと思います。疑問点についてご意見をどうぞ。

委員 8ページ、空き家の危険度別ですが、これは100点満点ではなく230点ですね。一番高い点数は何点でしたか。また後でもいいのですが。

事務局 140点ぐらいかと思います。

委員 住宅土地統計調査の推測ですが、空き家が790戸、でも実態調査では500戸ほどという話ですが、1割というのは住民の実感として合っていますか。盆や正月に帰ってきていないのは、実態調査でも空き家となっているはずなので、失礼ながら意外と少ないというのが正直な気持ちです。

事務局 何をもって空き家とするかという定義のところがきちりと出来ていない部分の誤差と、上水の閉栓をしていないという誤差は当然あると思います。

委員 盆正月や月一で帰ってきても、それはやはり空き家。管理がしっかり出来ていても空き家のうちだと思いますが、実態調査では閉栓していなければカウントされていないならば、実際もう少し多いのかもしれない。

事務局 (住宅土地統計調査では) 空き家790戸に二次的住宅が120戸含まれている。町内に大規模な別荘地があるが、空き家かどうか分からないという区長さんの思いもあるなかで、そこは上水道が入っていないために丸々調査対象から落ちています。

事務局 区長さん方が空き家として出していいか悩まれたという部分も現実にはありました。

会長 閉栓で調査すると他市でも実態調査は思っているより少なくなる傾向にあります。閉栓はよほどの意思があって、「もう来ない」と。盆正月、年に1回でも来る人は水道まで止められない方が多いので、水道が止まっているというのは空き家の実態として本当に少なく、「そんなもんじゃない」という感じのほうが私も強いです。

委員 少なくとも今の多可町の条例上は、水道が止まっていない物件に関しては、空家特措法に関連するなんらかの施策を講じられる訳ではない。「空家等」に入らないから、別段で条例や細則を定めて拾っていく形にするとか、別の自治体であれば例えば「準空家等」などの形で空家等に準ずる物件を拾うよう定めているところがあります。

事務局 確かに利活用についてそうした空き家も入れた計画にしているところもあります。

会長 多可町の場合、たぶん「閉栓していないと空き家ではない」ではなく、特措法の空家等に準ずると思っていましたけど・・・そうですね。

実態調査の話であって、空家認定の基準とはまた違うと私は理解しています。

事務局 実態調査の空き家の把握に閉栓情報を使っているんで、空家等認定の基準は、別途議論をお願いします。相談件数も増えている中で、この数値以上の空き家は当然あると思います。

委員 資料の7ページ目ですが、この赤丸が空き家であるなら、大きめの道沿いに点在する形ですか。

事務局 幹線道路沿いに集落が点在するような状況です。

委員 開栓でもほとんどメーターが動いてない場合があると思うので、一度調査してほしい。メーターの動きで何日ぐらい住まわれているかわかるのでは・・・。

事務局 実態調査ですが、特定空家等を認定するための調査ではなかったんで、道から目視が出来る範囲内で行いました。ですので、メーターがほとんど見えなかったという状態です。

事務局 年間としてメーターの動きをとらえられるのか、上下水道課で調べてみます。

会長 私のほうからお聞きしていいですか。6ページの空き家の推移ですが、平成20年と平成25年の住宅土地統計調査のグラフ、賃貸用の住宅が平成20年に250件で平成25年に30件と、非常に減少していますが理由がわかりますか。

事務局 この調査ですとアパートだと空室1つが1件の空き家という数ですので、1棟何か建ったのかと思っております。確認します。

委員 逆に二次的住宅がすごく増えているのは・・・？いわゆる別荘地ですよね。増えたんですか？

会長 しかも空き別荘ですね。傾向がわかるようでしたら次回にでも。

空き家全体の万能薬はないので、どういった空家にどういった対策を打っていくのかを・・・ある程度類型化であったりとか、こういう場合にはこういう手立てがいいのではないかとということを考えていかなければと思います。

委員 この資料全体で「空き家」に「き」が入っているんですが、一部7ページ目のところだけ「空家の疑い」の「き」が入っていないんですね。

空き家の問題に関するこの標記はすごく大事で、全体的に「き」が入っている部分は法律上の問題ではなくて、想定が各々違うかもしれないが「空いている家」と読めて、それ以外の物に関しては空家法の「空家等」と、読み手としては思うし、議論の中ではそこは峻別すべきだと思うので、そこは徹底していただけたらと思います。

会長 そのご指摘はもつともで、「空家等」で「き」のない場合は、法律や条例であったり、ある意味用語としての物だというように一般的に理解をされると思います。「き」が入ると一般ベースというか、いわゆる物理的な空き家という理解ですね。

ですので、資料を読んでいただくときに表記の「き」の有無は、意図して分けられていますので、ちょっとそんな感じで見ていただけたらと思います。

委員 9ページ下段のグラフなのですが、「1.住み替えて別の住宅へ転居したため」が20%ほどあるのですが、町内に転居されているのと町外に転居されているものの割合というのはわかるんですか。

事務局 今掴んでいないのですが、拾うことは可能ですのでご報告いたします。

会長 イメージ的にどっちというのはわかりますか。

事務局 町外が多いと思いますね・・・。

課長 年齢層から見て、子どもさんがおられる若い方というのは西脇とか加東市とか街のほうに出られるケースが多いですね。感覚的なものですがけれども。

委員 6ページに関しては、だいたい埋まったか埋まってないかという話だろうと思います。別荘地に関しては空きがすごく多いのは今目立ちますね。

会長 だいたい今日資料として出たデータは、そんな感じだなと思われませんか。

委員 そんな感じですよ。

会長 お住まいになって空き家で気になったこととか、危ないなあと思われたりする
ことはありますか。

委員 危ないなあはいっぱいありますけど・・・木がいっぱい生えたりはよく見るの
で。瓦が落ちてきたりとか。ただ空き家で危険じゃない家もいっぱいあります。空き
家になって2～3年くらいなら全然出た状態は維持されているので、そんなに危なく
ないですけども、10年20年くらいになってくるとちょっとやばくなってくるかな
という。

会長 地域の方が密接に暮らしてらっしゃるので、空き家の所有者は、例えばご近所さ
んなら連絡がついたりだとか、おわかりになるものなんですか。家が傷んだ時の連絡
先とか。所有者不明がよく問題になっていたりしていますけれど・・・。

事務局 集落毎に協議費を集めて使うんですけども、住民だけではなく土地や建物を持
っておられる方にも負担をしてもらっているんで、街に住んでおられても伝手で連絡
できることが田舎ではあります。今年はおそこが亡くなったけれども、こっちに親戚
があるので、協議費はこっちで・・・というのは。

委員 そういう情報は流してもいいことになっているんですか。

事務局 町にはその情報は来ないです。村の役員であつたりするとわかります。

委員 例えば隣の集落の方の土地がこちらの集落にあつたりした場合などは、所有者に
協議費を請求するわけです。その時に例えば大阪のほうに出られてて、亡くなられた
ら、隣の集落の区長さんに連絡を取れるところを探してもらって、そこからまた請求
を出したりします。だいたいわかりますね。

委員 わからないのは別荘地ですかね。

事務局 そうですね。別荘地はなかなか。

事務局 元々の所有者が誰かに売られて、さらにその次の方になった時は、区長さんが
「村に挨拶がなくて全然わからへん」ておっしゃいますね。

委員 売った場合は名義が追えますからね。登記を取れば大丈夫ですね。

会長 そうか・・・それはすごいことですね。

委員 そこまでもね、出来ないですよ。いただく金額が知れてるから、取り立てにいけないといけなくて・・・交通費のほうがかかってしまうのでね。

委員 なんらかの形で情報を確保できる体制があると役所の側としてはすごくありがたいと思いますし、迷惑な空き家の隣に住んでいる人が、法的手続きを取ろうと思ったときに、わかる手立てがあればすごく助かるなと思ったんです。

事務局 「隣がこういう状態なんでなんとか連絡を取ってくれ」という苦情がまず区長さんの所へ行くと区長さんが催促される。集落でどうしてもわからない場合に役場に問い合わせがきて戸籍などを照会するので、今のところ町で所有者不明は・・・。

事務局 2～3件ですね。

会長 逆に役所には来ないということですかね。

事務局 役所にも来ます。集落内では、まず区長さん方が「なんとかならへんのか」という住民の苦情の相談役をされます。村でまず動いていただく部分もあり、行政に対して「なんらかの手立てはないのか」と個人さんからと区長さんからと両方問い合わせがあります。役場としては村も動いていただきたいという思いがありますが、今後の方針の検討をしている状況です。

会長 年間の相談件数というのは。

事務局 10件未満だと思います。

会長 今後空き家を判定していく場合に、優先順位をつけて取り組むことになると思うんですね。苦情の状況を見て、優先順位を上げることがあるので、苦情の件数であるとか、どういう種類になっているのかということ进行分析したりもするんですけども、10件は少ない方だと思います。

その分区長さんのところには空き家に関する住民の方の相談というのは結構あるものですか。

委員 たまたま自分の村ではそこまでの空き家はないんで、実際空き家になっている例は、「お母さんが亡くなったら処分します」と連絡を受けているので、よほどのことがなければ先方にも話をしません。昔で言うとお家新宅とか親戚があつて、その家を

見ておられるんで、「(手入れ)しといてよ」とかいう形では連絡しますけれどもね。ですから村の中で特別に、うちの村ではですよ、苦情があるということはないです。

他村では結構、庭が原野みたいになって目につくところがあるから、どうされてるのかなと思う。逆にそういう所も実際はあるでしょうね。

事務局 目立って行政に言ってこられることは少ないですね。区長さんが言われるように、ここに写真が出ているような状況のところもありますけど、全てが行政にお願いするという部分まではまだいっていない。村のなかでまだ収めていただいているし、隣近所もまだそこまで、思っておられるか、というところですね。

委員 うちも空き家があつて、うっとおしいから近所の方が敷地内の草刈りをされているんですけども、その時に万が一建物に傷がついたらどうしようと思います。集落からそこまでも言えるもんでもないし、刈ってもらえるならありがたいですが・・・。

委員 敷地の中はちょっとまずいですね。

会長 それは、お互い様、という感じで？

委員 ……どうなんでしょうね。隣が草茫々だとうっとおしいですからね。

事務局 親であつたりおじいさんの代からのつきあいのなかで、ちょっと自分の出来る範囲できれいにしておこうとか、片付けてあげようか、というのはありますね。

会長 今お聞きしていると、問題が無かったりとか、あつてもやっつけていけている集落ですね、ちょっと地域色があつたりするんでしょうか。

町内全域で空家等対策計画を立てていくことになると思うんですけども、自治体によっては重点地域を設けていたり、地域ごとのカラーを見て、この地域ならこれを優先しましょうという形で計画を立てていく場合もあります。

多可町の場合は、感覚的にそういう地域を意識した方がいいものなのか、町内全域で考えて問題はなさそうなのか、これは皆様にお聞きしたいと思います。

委員 せっかく市町村合併で一緒になったのに、地域毎で、例えば中区はこれ、加美区はこれ、八千代はこれ、って決めたら分裂しないのか気にはなるところですよ。

委員 地域地域の特性や色も本当にあります。加美区でも元々は杉原と松井庄と合併してますので、未だにやっぱりね、ちょっとありますもんね。

会長 お住まいになっていて、いかがですか。

委員 我が家の近くの空き家はたぶん銀行の担保物権ではないかと思うのですが、どうしていいのかわからない、本当に。

台風のたびに、何か飛んでくるんじゃないかなと思ってのんですけども。

会長 地域内はそういう空き家というのはいくつかあるんですか。

委員 ウチの集落は 200 軒くらいの集落なので、隣保ではその 1 件かな。でも 10 年ほどしたらもっと空き家は増えますけど。

会長 将来人口をみるともう避けられない状況にあるので・・・。

委員 だいたい全てね、10 年経ったら誰がこうなってこうなってるやろうって、小さい村やったらそれくらいわかりますよ。

委員 ほんと。半分になっちゃうなど。今からの対策が本当に大事だなと思いますね。

委員 町条例の内容って住民の方は皆さんご存じなんですか。

事業者に流通促進に協力してくださいという義務があったりとか、住民の方は自治会を通して情報を提供してくださいとか、結構大事な分野なんですけど、認知されてなかったらあまり意味がないと思っています。例えば自治会に「条例できたから頼むよ」と言われているのであれば、協力してやっていくことを広めてもらうとか、そうしたことはやったほうがいいと思います。・・・努力義務で強制されるわけではないので、条例自体を知ってもらうことも大事かなと思うんですけども。

あと、住民の方は別に自治会を通さずに町に直接言ってもいい訳ですよ。

事務局 そうです。その場合は、逆に行政から集落にも苦情の内容をお返しします。

委員 町に対して住民が情報を提供しただけであるにも関わらず、それが自治会に町から流れたら情報の漏洩だと言われる可能性もあると思います。

事務局 相談に来られたときに、集落にも行政から相談内容を伝えるし、個人からも区長さんに連絡してくださいと同時に返します。行政と個人との情報に留めない相談にしています。

委員 相談に来られた方にちゃんと同意を取ってそういった形にされていると。

事務局 そうです。

会長 協議事項（２）①と②「空き家に係る現状と課題」と「多可町空家等対策の推進に関する条例について」、意見交換をさせていただきました。この部分は確認しておきたと思われるところ、ありますでしょうか。

（意見無し）

協議事項（２）多可町の空家等の対策について

③多可町空家等対策審議会の役割、業務、審議スケジュール

会長 それでは協議事項（２）③多可町空家等対策審議会の役割、業務、審議スケジュールについて、事務局からご説明をお願いします。

事務局 （資料１ P15から説明）

会長 体制とスケジュールですね。その他になにか。

委員 施行規則未策定になっているのは、ここで決めるということですか。

事務局 特定空家の内容が決まった段階でこちらで案を作ろうと思っております。

委員 条例 11 条 4 項に「審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める」となっていますが、審議会運営規則はたぶん未策定ですね。

会長 必要があれば、ということですかね。計画策定を受けて必要になってくれば、施行規則や関係する要綱とかを検討していくことになるかも知れませんね。

委員 ワークショップってどんなことを考えておられますか。

事務局 まだどこでとは決めていないんですけども、住民の声を直接計画に盛り込めないかのご提案をいただいています。どういう形でというのはまだ検討中ですけども。

委員 住民の声を直接聞いて、特色ある形にしたいという話ですね。

課長 先ほど出ていました旧町単位の意識というのも、それを特色と捉えて計画に盛り込めるのかと思っております。

会長 計画を作っても住民の方に届かなかったり、届きにくかったりするのでは、失礼ですけれども多可町の規模であればワークショップをやってみては、とご提案して、前向きに検討していただいている状態です。

どこかの市の計画と同じ物を作っても、あまり機能しないのではと思うんです。多可町の独自性や地域性をしっかりと反映した物であるほうが、まあ特措法で9つ決まっていますけれども、それにとらわれず出来るところもあるのかなど。皆様にはまたご協力をいただくところもあると思うんですけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

体制とスケジュールのところですが、スケジュールのほうも年度内ということで、かなり厳しいと思ひます。ちょっとがんばっていただけると思ひますので、このあたりはよろしくお願ひします。

特にお気付きの点がありましたら、また後でも結構ですけれども、次に進めさせていただけたいと思ひます。

8 提案事項

(1) 検討すべき施策の方向性について

会長 それでは事務局からご説明をお願いします。

事務局 (資料1 P17から説明)

会長 なにか、お気付きの点ですとか、ご意見いかがでしょうか。

委員 予防流通活用だけで全部は無理で、維持管理は抜けないと思ひます。除却は別としても除却に行かないためにね。全部がこの3つで回れたら理想的なんだけれども、実はこの維持管理がすごく大事です。

課長 まず利活用という部分を町として掲げたいですけれども、基本的には個人の所有であり、資産でありますので、意識付け、という部分で予防流通、当然所有者としての維持管理、そしてそれが保てないという部分で除却が出てくると思ひております。維持管理に留めるのではなしに、資産運用としての意識付けを町としては進めたいなと。うちの課名の部分でもありますので、打ち出したいと思ひています。

会長 実際利活用できる物件は本当に数%で、それも上手くいくかどうか難しいという中ですので、あまり理想や期待ばかりがこもってしまった計画では実効性に欠けると思ひます。ある程度バランスや現実もしっかり見たものが必要だと思ひます。

このあたり、今後の検討課題です。特に次回、このあたりの方針の確認といひます

か、ご意見をいただく形になると思いますが、今の段階でなにか多可町の空き家対策として、ここに重点を置いたほうが良いというようなご指摘をいただけますか。

委員 今の既存の施策で空き家とは関係なくとも、なんらかの形で権利関係を整理するために支援していることってありますか。特段ないですか。

課長 ないです。

委員 流通にそぐわない物件は放置されがちなんです。名義を整理するのがすごく大変で、しかも費用対効果が悪いので放っておくことになる。そうすると、やはり空き家であり続けて誰も整理できなくなる。調査だけで年単位でかかったりすることがあるんです。これを防ぐために、町の側からそれを補助してもらえる仕組みがすごく大事です。予防に近い、そういったものを計画に取り入れられないのかと思います。

課長 非常に町としては大切なこととは思いますが、行政が個人資産に対して税金を投入するという部分が非常に難しい。理解をどこまで得られるのか、また財政面で非常に厳しい町でもあります。現実には個人資産で、田舎の資産はなかなか流通に乗らないので、土地もそうですが、納税者は決まっているが名義は古いままのものが結構あると思います。

所有者が人に売ったり貸したり出来たらいいんですが、町に物納させてもらえませんか、という声が上がってきています。町としては受け取れませんけれども。

委員 もう一つは、町が認識している空き家の所有者情報を、その空き家の隣に住んでいる方が買いたいと思った場合に、提供できる仕組みが作れないかと思うのですが、おそらく条例を改正するとかしないとダメなんです。もし出来ると、写しだけでもくると、専門職はすごく助かるんです。お隣の家を買って、更地にして駐車場にするとか、息子がリフォームして住みたいとか言われた時に、所有者が一から戸籍を集めると莫大な費用がかかるんです。町から提供してもらったら助かるのですが。

事務局 いちど弁護士さんからお問い合わせいただいて、県からちょっと難しいと止められた経緯があります。

委員 事実上だれなのかはわかるけれども。

事務局 隣の方がこう言われていますよという連絡を町が間を取ってしてはいますけれども、戸籍のほうはそのまま取り直しになります。

委員 県や国に法律改正のタイミングでなにか自治体から要望をあげるような仕組みが

あったりするんですかね。

事務局 所有者不明土地の問題とか、今かなりニュースになっているので、そういうことができるようにならないかなと思っています。

委員 現場の声を拾うような機会がもしあれば上げていただきたいと思います。

課長 地域の活性化、地場産業の維持のために、個人の新築やリフォーム、中古物件購入に対する町の支援はある。プラスして隣接地購入に対する支援も、空き家対策上の一つの考えであると思っています。

委員 最近では減っていますが、農地転用してしまうと宅地が増える訳ですよ。それを止めたら、少しでも空き家に回るのではないかなと思います。空き家があるのに、権利関係がややこしいのかもしれないが、宅地転用して家を建てるというケースですね。

会長 農地転用でミニ開発みたいな形で家がばらばらとできると、新築が優先的に売れて、結局空き家が流通しないという現状に対する危惧というご指摘ですね。

空き家は本当にどういう施策を打てばどういう効果が出るのかが見えてきませんし、それもまた地域によって異なりますので、本当に難しい課題に私たちは取り組まなければいけない。今の提案事項につきまして、方向性を一応示していただきましたがいかがでしょうか。

まずはいったんこの方向で進めていただいて、また審議をさせていただくという流れになると思います。今書いてあることがそのままということではありません、大きな方向性について、ご理解いただけたらと思います。よろしいでしょうか。

よろしいようでしたら、議事はこれで終了します。

事務連絡

- ・ 次回開催日程 8月23日（木）午前9時30分～
- ・ 債権者登録申請書及び個人番号届出書の提出 7月20日（金）

9. 閉会